

## 裁量ペナルティー ガイドライン

1. 違反に対するペナルティーを決定する裁量がプロテスト委員会にある場合、その範囲はゼロ点(ペナルティーなし)からDSQ(失格)までです。ペナルティーは、このガイドラインに沿って決定されます。
2. ただし、違反が故意あるいは悪質な場合には、プロテスト委員会は規則2(公正な帆走)に基づくペナルティー(DNE)を考慮します。
3. 裁量ペナルティーは、予め決められた標準ペナルティーを単純に与えるものではありません。ペナルティーは、一貫性を保ちながら、状況に応じて調整されます。共通した基本的な考え方は、違反に対して先ずペナルティーの出発点を決定し、次に状況に応じてペナルティーを増減するというものです。
4. ペナルティー決定の出発点は、表1と表2に与えられています。表1には、具体的な規則違反に対するバンドが示されています。表2は、表1に挙げられていない規則違反に対するバンドを決める際に用いられます。表1にバンドの範囲が示されている場合には、その範囲の中でバンドを決める際にも表2が用いられます。
5. ペナルティーは次の4つのバンドに分けられます。
  - バンド 1: 0 - 10% (中点 5%)
  - バンド 2: 10 - 30% (中点 20%)
  - バンド 3: 30 - 70% (中点 50%)
  - バンド 4: DSQ
6. まず、表1と表2を用いて、どのバンドに相当するかを決定します。決定したバンドの中点をペナルティー決定の出発点とします。次に、バンド内でのペナルティーの増減やバンドの増減が必要な要素があるか否かを決定します。
7. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは軽減されることがあります。
  - (a) 違反は偶発的であったか。
  - (b) 違反せざるを得ない事情や尤もな理由があったか。
  - (c) 競技者や支援者は、違反を自らプロテスト委員会に申し出たか。
  - (d) その艇の乗員や支援者以外の者が、その違反に寄与したか。

令和4年度 第74回 関東高等学校ヨット大会  
兼 第63回全国高等学校ヨット選手権大会予選

---

8. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは加重されることがあります。
  - (a) 違反は繰り返されたか。
  - (b) 違反は、判断ミスや不注意ではなく、意図的であったか。
  - (c) 競技者や支援者は、違反を隠そうとしたか。
  - (d) 誰かに迷惑をかけたか。
9. プロテスト委員会は、7と8以外のことを考慮してペナルティーを増減することができます。
10. ペナルティーを決定した後は、以下に基づき得点が与えられます。
  - (a) 得点は、DSQの得点より悪くはない。
  - (b) パーセンテージペナルティーは、小数点以下第1位を四捨五入する。
  - (c) 違反が艇の性能に影響した場合、影響した全てのレースにペナルティーが課される。
  - (d) 違反が艇の性能に影響していない場合、規則64.1に定められている通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。

令和4年度 第74回 関東高等学校ヨット大会  
兼 第63回全国高等学校ヨット選手権大会予選

表1 規則違反と対応するバンド

SI 4	出艇・離岸		
	SI4.2	D旗掲揚前に出艇したが、尤もな理由があった 尤もな理由なく、D旗掲揚前に出艇した 尤もな理由なく、繰り返し指示に従わなかった	0-1 3 4
SI 5	行動規範		
	SI5.1 SI5.2	合理的要求に応じなかったか、主催団体の指示に従わなかったが、尤もな理由があった 尤もな理由なく、合理的要求に応じなかったか、主催団体の指示に従わなかった 尤もな理由なく、繰り返し合理的要求に応じなかったか、主催団体の指示に従わなかった	0-1 3 4
SI 19	出着艇申告・リタイア申告		
	SI19.1	申告しなかったが、尤もな理由があった	0-1
	SI19.2	尤もな理由なく、申告しなかった	3
	SI19.3	尤もな理由なく、繰り返し申告しなかった	4
	SI19.4		
	SI19.5		
	SI19.4	レースエリアから離れたが、速やかでなかった レースエリアから離れなかった	3 4
	個人用浮揚用具の水上での常時着用		
	SI19.9	RRS40にも違反する	4
	個人用浮揚用具の基準		
	SI19.9	ISO12402-5、レベル50または同等の基準を満たしていない	2-4
	曳航ロープ取り付け		
	SI19.10	搭載や取り付け方には問題ないが、長さや直径の基準を満たさない 搭載はしているが、指示通りに取り付けられていない 搭載していない	1 3 4
SI 20	乗員変更届		
	SI20.1	届を提出しなかったが、尤もな理由があった 尤もな理由なく、届を提出しなかった 尤もな理由なく、繰り返し届を提出しなかった	0-1 3 4
SI 21	装備と計測のチェック		
	SI21.1	指示に従わなかったが、尤もな理由があった 尤もな理由なく、指示に従わなかった 尤もな理由なく、繰り返し指示に従わなかった	1 3 4

令和4年度 第74回 関東高等学校ヨット大会  
兼 第63回全国高等学校ヨット選手権大会予選

SI 21	装備変更届		
	SI21.2	事前承認なく交換したが、最初の妥当な機会に交換要請し、その後承認が得られた 最初の妥当な機会に交換要請したが、交換して使用した後に、結果的に承認が得られなかった 最初の妥当な機会に交換要請せずに交換して使用した	0 3 4
SI 23	支援艇		
	SI23.1	指示通りに受付しなかったが、尤もな理由があった 尤もな理由なく、指示に従わなかった 尤もな理由なく、繰り返し指示に従わなかった	0 1 3
	SI23.2	艇によるSI4.2違反に準ずる	
	SI23.3	進入したが、艇や運営艇に影響を与えなかった レース中の艇に影響を与えた 運営艇に影響を与えた 違反した後、指導に従わなかった	1 2-4 2-4 4
	SI23.5	識別旗の不掲揚 違反した後、指導に従わなかった	1 4
	SI23.5	救助要請に従わなかったが、尤もな理由があった 尤もな理由なく、救助要請に従わなかった 違反した後、指導に従わなかった	0 1-3 4
	SI23.5	競技艇に影響を与えたが尤もな理由があった 尤もな理由なく、競技艇に影響を与えた 違反した後、指導に従わなかった	0-1 2-4 4
	RRS64.5(a)の場合：支援者（複数の場合もある）及び乗艇していた監視艇に課す バンド1：翌日、出艇は許可されるが、定められた場所で錨泊。支援者には警告。 バンド2：翌日の出艇禁止。支援者には警告。 バンド3：大会終了まで出艇禁止。支援者には警告。 バンド4：大会終了まで出艇禁止。支援者を大会から排除し、JSAFへ報告。 RRS64.5(b)(1)の場合：競技上有利になった可能性のある全艇に課す RRS64.5(b)(2)の場合：関連するチームの全艇に課す		
SI 24	ゴミの処分		
		不適切なごみ処理 故意にゴミを水中に捨てた(RRS55に違反した)	0-3 4

令和4年度 第74回 関東高等学校ヨット大会  
兼 第63回全国高等学校ヨット選手権大会予選

SI 25	無線通信		
		安全に関わる緊急の場合	0
		援助にあたる情報を得た それ以外の場合	4 2-3
SI 28	識別マーク		
	SI28.1	貼り付けていたが剥がれた 指示通り貼り付けていなかった	1 2-3
	セールへの表示		
	SI28.2	認められないものを表示していた。	2-3

令和4年度 第74回 関東高等学校ヨット大会  
兼 第63回全国高等学校ヨット選手権大会予選

表2 ペナルティーを決定するための一般的な質問

競技者(自艇の乗員も含む)や競技役員、関係者に危険を及ぼす可能性があったか？	
及ぼさなかった。可能性もなかった。	1
及ぼす可能性はあったが、及ぼさなかった、または及ぼしたか否か明らかではない。	2-3
及ぼした。	4
艇は、競技上の有利を得なかったことを証明できたか？	
有利を得る可能性もなかった。	1
有利を得る可能性はあったが、得なかった、または得たか否か明らかではない。	2-3
有利を得た。	4
スポーツや大会の名誉を傷つける可能性があるか？	
無い。	1
懸念されるが、確かではない。	2-3
ある。(プロテスト委員会は、規則 69 に基づく審問召集を検討する。)	4
損傷や傷害を引き起こす可能性があったか？	
無かった。	1
可能性はあったが、引き起こさなかった。	2-3
引き起こした。	4

2022年5月27日  
プロテスト委員長

川北達也